

本学教職課程事始め ～ 歴史的現在の教育原論・序説 (1)

下地 秀樹

1. はじめに～「教育原論」という科目

本学(立教大学)の教職課程、すなわち教員資格取得のための教育課程は、小学校教員のそれを文学部教育学科初等教育専攻が担い、中学校教員および高等学校教員のそれについては各学部学科・研究科専攻がそれぞれ教育職員免許法(以下「教免法」と略記)に則り課程認定を受けて展開し、そのうちの「教職に関する科目」を全学に開かれた学校・社会教育講座の「教職課程」¹⁾が開講・担当している。

この「教職課程」が開講する、中高教員資格取得のための「教職に関する科目」の一つに「教育原論」があり、筆者も担当している。現行教員免許法制上は、教育職員免許法施行規則(以下「施行規則」と略記)第6条の表第3欄「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を扱うそれに該当し、(学部)1年次生から受講可能で、しかも春学期開講(2単位)のいわば(中高)教職課程の入門的科目である。実際、例年の受講者の大部分は1年次生である。大学生として初めての学期に、教員資格取得を迷いながら、あるいはよくイメージが掴めないまま、選択肢の一つとして試しに受講しはじめる場合がしばしばで、それはむしろ当然のことだろう。

では、この科目を何故に受講しなければなら

ないのか、そして何を学ぶことになるのか。

これは簡単に応えられるような問いではないので、無粋なガイダンスながら、科目担当者として踏み出すために述べている。教員資格はその証である免許状を各都道府県教育委員会が授与するが、国家資格であるから取得するには法令という国家のルールに従う必要があり、この科目の受講もそのルールに含まれている、と。

「何を」についても、法令解釈により、「教育の理念」を学び、また「教育の歴史」と「教育の思想」を学ぶことであり、これらは「教育の基礎理論」の重要な部分を成している、と一先ずは説明すればすむのであろうが、それでは初学者にあまりに不親切である。

ただし、ここには繰り返し「教育」という単語が登場する。実はこの教育なる語については、たとえ大学初年次生であっても、日常嫌というほど触れており、触れているからこそ、あまりに自明すぎてそれについての説明を求められるとかえって難しい、と考えることはできないか。

そこで筆者は、例年、授業の目標を、自己の(学校教育に限らない)被教育体験を可能な限り対象化し、そして相対化する手がかりを得ることと提案し、教育の理念とか歴史とか思想(と取りあえず称されているもの)は、その手がかりになるはずで、そのように対象化、相対化を試

1) ここに記したように、本稿では教職課程を教員資格取得のためのカリキュラム全体を表すものとして、「教職課程」は本学の主として「教職に関する科目」を担当する組織を意味するものとして、区別して用いている。この区別は、開放制教員養成の根幹に関わるものである。

みるということは、教育をその根元まで掘り下げて考える、少なくとも第一歩になるとの見通しを述べている。

筆者が授業の目標をそのように考えることには、筆者自身の被教育体験、とりわけ大学生・大学院生の頃のそれが色濃く影響している。文書資料として手元に残っていないが、教育学を専攻する学科及び研究室の先生方は、まず自分自身の問題には拘りをもって掘り下げようと繰り返し強調していた。だから、次のような論述には、教育学ないしは教育研究の、はじめのさらにははじめの一步を踏み出す足場が示されているように思われた。

本書の読者として予想される人たちは、被教育者ないしは教育者として、教育についてそれぞれに経験(experience, Erfahrung)をもっており、また、必ずや教育についてなんらかの見解や考えをいっているはずである。けだし、ひとりひとりの教育経験は、教育の研究へ個人を動機づける有力なモチーフであり、また、ひとが教育についていっている考えは、それぞれ各自が教育思想(educational thought, Erziehungsidee)を築いていく核になるものであって、ともに教育学への通路を開く主体的な要因である。しかし、「教育学」は、他の学問と同様、個人的経験に根差す意見(opinion, Meinung)ないし主観的な所信(belief, Glaube)や、それを直接あるいは間接に規定している世間の常識を越えて、なんらかの仕方客観的妥当性を主張する教育の理論(theory, Theorie)をうちたてるために行なわれるのである(森 1968 :

1/ 傍点は原表記)。

「教育原論」の授業担当者には、初学者である受講者とは異なる一日の長があつてしかるべきだろう。しかし、それはせいぜい、教育の基礎理論として語り継がれてきたことのいくつかを語り直す程度のことであつて、教育原論とは何であるかを語りきることはないし、もとよりそんなことはできない。自分自身もまた、教育の理論を旨として自己の教育経験の絶えざる対象化と相対化のなかにあることを忘却してしまつては、受講者を教育原論に誘うことなど覚束ない。一つの教育の理論は、あるいは一人の天才が打ち立てることもしばしばかもしれないが、そこには数知れぬ人々の被教育体験と教育経験が裏打ちされているはずである。だから、教育原論そのものは、一個人のみでは決して届かぬ、終わりのない営みであり、授業という、場合によっては多数が共鳴し得る場こそが接近路となる。

一時の幻想を含みながら、何らかの共鳴が起こるには、授業が参加者にとって、同時代を生きる者どうしの「歴史的現在」を、そのズレとともに照射するような場になっていく必要があるだろう。「歴史的現在」とは、あるいは外国語を学ぶ際の文法用語を思い浮かべるのが先であろうが、「現在を過去とのつながりのなかでとらえ、歴史に根ざし、歴史を踏まえて生き」、「同時に、未来を見据えて、新しい価値を選択しながら生きていく」、そのような人間としての現在の捉え方である(堀尾 2011 : 6)。教育の営みも、まさしくこの歴史的現在をともに生きていくことと言える。

筆者は、そのように考えて「教育原論」に臨んできた。これからも、授業に臨むにあたって断念しながら懐に抱き、授業を経験して問い直しつつ手繰り寄せられる臃げな教育原論を、自覚的に取り出す営みを続けていきたい。

まず本稿では、この「教育原論」という科目の由緒を探る第一歩として、そもそも本学でどのようにして教職課程が開かれたのか、その経緯をたどっておこう。

2. 本学教職課程草創期の二つの履修基準

本学の学校・社会教育講座事務室には、1955（昭和30）年度²⁾以降の履修要項類が保管されている。1955年度から1957年度までの3年間は『履修指導要項』というガリ版刷りの冊子が発行されており、1958年度と1959年度については、おそらく作成されたのであろうが、残念ながら学内に現物が残っていないので、その名称も印刷形態も確認できない。1960年度以降はガリ版ではなく活字印刷で名称を変えて『履修要項』が、2008年度以降は再度名称を変えて『講義案内・履修要項』が発行されている³⁾。

ガリ版刷りの冊子はそれぞれ筆跡がまったく異なり、往時の職員の方々の奮闘ぶりが窺える。1955年度より以前に履修指導の手引の類が紙媒体として存在したのか否かは、最古の1955年度の『履修指導要項』を繚いても、どこにも

これが記念すべき最初の履修要項といった趣旨の記述はなく、保管されている資料からは確認できない。

1955年度と翌1956年度の『履修指導要項』（以下、要項と略記）は、大筋としては同様の構成、記述であるが、1955年度のものからは後から加えられた手書きの修正が多く、判読が困難な箇所もあり、慌ただしい状況下で作成されたのではないかと推測される。構成としては、第一部「教育職員免許法旧法に基づく履修心得」、第二部「教育職員免許法改正法に基づく履修心得」⁴⁾にわかれており、さらに小学校教員資格に関わって「初等教育課程」の項目が、附記扱いの第三部として設けられている。本稿は、中高教員資格取得のための教職課程を考察対象とするので、主として第一部と第二部に注目する。

「履修心得」によると、「専門科目中の教職に関するもの」（教職専門科目）の所要単位は、第一部（旧法適用）では20単位で、内訳は次の通りである。

①必修科目		
教育原理 I 又は II		4 単位
教育心理学又は青年心理学 ⁵⁾		4 単位
教育実習		3 単位
教科教育法		4 単位
②必修選択		5 単位

2) 以下、直接の引用を除き西暦表記を用いるが、本学の教職課程履修要項は1981年度まで元号表記であった。

3) 学校・社会教育講座が開設された1967年度より以前は、教職課程用の履修要項と博物館講座（後の学芸員課程）用のそれが合冊になっており、1967年度以降は、四つの課程（「教職課程」と学芸員課程の他に司書課程、社会教育主事課程）それぞれの履修要項がこの組織全体の案内とともに合冊になっている。

4) 両年度ともなぜか同じ誤記をしている。

5) 1955年度の要項では「発達心理学」となっていて、実際に「発達心理学（青年心理、児童心理を含む）」という科目が開講されていたようであるが、翌年度以降はずっと法規上（後述する最初の「施行規則」）の名称と同じ「青年心理学」となっている。

教職専門科目中より二科目以上
 選択(2単位の科目を3科目若
 しくは4単位のものを1科目と
 2単位のものを1科目選択する)

法規(旧法)に合わせた単位数の記載とは言
 え、必修選択5単位というのは、カッコ内の注
 意書きに従ってどのように履修しても、実際
 には6単位のしかならないはずで、規定として奇
 妙と言えは奇妙である。旧法適用者にとっては、
 最低21単位取得しないと、所要単位(20単位)
 を満たすことはできなかった。

第二部では、一般的な心得は第一部と同様と
 され、改正法の注意点として、「昭和29年12
 月現在、本学の第一年次に在学する学生から適
 用を受ける」こと、第一部記載の旧法による履
 修方式では教員免許の取得ができないことなど
 が説明された後、「教職に関する専門科目」に
 ついては、次のように記されている。

必修(12単位)

教育原理(Ⅰ)又は(Ⅱ)	3単位
教育心理学又は青年心理学	3単位
教科教育法	3単位
教育実習	3単位
選択	4単位
計	<u>16単位以上</u>

揚げ足を取るようであるが、必修が12単位
 で選択が4単位ならば16単位と記載すればす
 むはずで、学生に自由により多く履修するよう
 推奨しようとしたにせよ、以上というのは余計
 でこれも奇妙な規定である。

では、実際にどのような科目が開講されてい

たのか。記載がより落ち着いた1956年度の要
 項に依拠すると、それを示す一覧表として、第
 一部には附表(1)、第二部には附表(2)が
 設けられている。附表(1)は、科目担当教員
 の情報がなく、科目名と単位数のカッコ書きの
 みで、表といっても単なる簡条書きである。必
 修科目については先に記した通りの科目が並
 び、先の必修選択にあたる「必修選択及び自由
 選択」科目は次の通りとなっている。

教育社会学(4)	社会教育概論(4)
教育史(4)	教育評価(2)前期
教育課程(2)前期	教育行政(2)後期
視聴覚教育(2)後期	教育方法(4)

附表(2)は、科目名、単位(数)、担当者
 を項目とする表となっており、必修と選択必修
 と選択に区分されている。教科教育法は、実際
 には各教科ごとの教育法なので、正確には選択
 必修科目である。選択科目については、わざわざ3
 単位以上とカッコを付けて但し書きされて
 おり、先に記された4単位でないとい計16単位
 以上にはならないので、受講学生の混乱を招い
 たのではないかと思われる。その科目名を、カッ
 コ内に単位数を付けて列挙すると次の通りであ
 る。

教育史(3)	教育社会学(3)
視聴覚教育(2)後期	教育方法(3)
教育評価(2)前期	教育課程(2)前期
学校行政(2)後期	

附表(1)の社会教育概論がない分、旧法に
 比べ改正法適用後は科目数としては1科目少な
 くなっている。ただし、翌1957年度の要項で

は、改正法に対応する選択科目として「社会教育」という科目が記載されているので、誤記の可能性も否定できない。附表（1）の教育行政と附表（2）の学校行政が科目名は異なっても同一科目なのかどうかは、附表（1）には担当教員名の記載がないので確定はできないが、1955年度の要項では旧法、改正法の双方に「学校行政」という科目が記載されており、おそらく法改正をまたいだダブルコードだろうと推測される。なお、1955年度の選択科目にはあって1956年度以降にはなくなっている科目として、「教育哲学」（通年）がある。

第一部には、単位修得のための一般的な心得は第二部を参照とあり、第二部の改正法に関する注意点の説明には、改正法適用者の場合、「教職専門科目の通年講義は3単位に認定され、半期の講義は従来通り2単位に認定される」とある。これらから読み取れることは、旧法、改正法どちらの適用者も履修する科目は同じであり、それが通年講義の場合、旧法適用者には4単位、改正法適用者（1954年度以降の入学者）には3単位として認定されたということである。

同じ科目を履修しても、入学年度により単位数が異なることになった。改正法適用者には選択科目の履修方法の指示が記されていないが、通年講義は3単位しか認定されないので、4単位を満たすためには最低2科目（半期科目を2科目で4単位か、通年1科目と半期1科目で5単位）の履修が必要になる。それでも、旧法適用者に比べ1科目分、1単位分少なく済む余地はある。

もう一つ、細かなことを見ていくと、教科教

育法のうち社会については、他の教科の通年講義3単位と異なり、「一般社会」、「歴史」、「地理」のそれぞれ半期2単位を2科目必修で4単位となっている。したがって、社会の教員資格については17単位でないと要件を満たさない。改正法適用者の単位数が「16単位以上」となっているのは、おそらくそのためだろう。

改正法適用者の履修内容を旧法適用者の基準で単位認定すると、最低19単位、選択で通年講義を選択した場合は20単位となる。旧法適用者の最低基準の総計20単位と改正法適用者のその16単位（以上）は、ほぼ同一の履修結果に対する評価と見て差し支えない。

当時、学内でどのような議論がなされたのか、会議録等の記録は確認できないが、旧法適用の場合は20単位としながら、改正法適用の場合は20単位を計16単位以上としていることや、選択科目の単位数記載に混乱があることは、同一科目の認定単位数が入学年度により異なることに関わっているものと推測される。なぜ、そのような措置を取ったのだろうか。

3. 1954年「教免法」改正への即応

あらためて、ここで旧法、改正法とされている「教免法」を確認しておこう。

要項のどこにも明記されていないが、時期と免許状取得の基準を考慮すると、ここで改正法とされているのは1954年に改正された「教免法」であり、旧法とは1949年5月31日公布、同年9月1日施行の最初の「教免法」と思われる。1954年よりも前の改正は、免許状取得の基準を示す第5条別表1の「大学における最低修得単位数」を変えるものではなかったからである。

この最低修得単位数は、1954年の改正法で大きく変わった。学士を基礎資格とする中学1級、高校2級の教員資格に関しては⁶⁾、「教科に関する専門科目」が増加された一方(甲教科が32単位から40単位、乙教科が18単位から32単位)⁷⁾、「教職に関する専門科目」は20単位から14単位に減らされた。戦後の開放制教員養成のもとで、一般学部学科生にとって取りにくい「教職専門科目」の負担を減らし、「教科専門科目」をもっと重視するべきだとする改正であったが(田浦1982:35)、実際問題として、とりわけ教員養成に目的を特化していない一般大学では、教職専門科目の担当教員がまだ不足していたという事情も否めないだろう。

法の趣旨としては、「教科専門科目」の増加分を「教職専門科目」で軽減したつもりでも、本学の場合、「教職専門科目」の履修は法の改正をまたいでも実質同一であった。「履修心得」には「主な改正点は教科に関する専門科目の履修単位数が大幅に増加していること」と注意書きされている。

1954年の「教職法」改正は、内容の是非は置くとして、同年6月3日に公布され、その日から起算して六月を経過した日から施行するという、何とも性急な改正であった。新制大学が1949年にはじまってからまだ数年しか経っておらず⁸⁾、ようやく戦後の新学制が定着しかけた頃である。本学の履修指導では、1954年度

の新生は、入学後の年末になって、入学時には公布すらされていなかった(改正)法の適用を受けることになった。先に記したように、第二部には「昭和29年12月現在、本学の第一年に在学する学生から適用」と、今日感覚からすれば、いささか奇異な感じのする但し書きがされているのは、改正法の施行に即応してのことだろう。

ただし、この改正法の附則第10項には「この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和34年3月31日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級免許状又は二級免許状の授与を受けることができる」とある(傍点は筆者)。

要するに、1954年度の入学者には、履修期限が設けられてはいるものの、旧法の適用が可能だったはずであるが、本学はそうしなかった。もしこの附則を適用したならば、1958年度までは旧法対応の履修指導を要するはずであるが、(先に記した通り、1958年度の要項は現存していないものの)すでに1957年度の要項は前年度までの二部構成ではなく、「新教育職員免許法に基づく履修心得」のみとなっており、旧法には対応していない。1957年度は1954年度入学者がようやく4年次生となったところ

6) 修士を基礎資格とする高校1級の教員資格はこの改正法ではじめて基準が定められたが、本稿では学士を基礎資格とする中高教員資格に焦点をあてることにする。

7) 甲教科は社会、理科、家庭、技術、職業等で、乙教科は国語、数学、音楽、美術、保健体育、外国語等である。この要項では、当時の本学で取得可能な免許教科に即し、前者は社会、理科、職業、商業、後者は英語、数学、宗教、職業指導と説明されている。

8) 一部の私立大学と公立大学(計12校)、国立大学よりも先に1948年に新制大学として認可されていたが、本学は1949年から新制大学として発足した。

で、1953年度までの入学者もまだ在籍していたものと思われるが、この思いきり方も今日の感覚からすればやや奇異である。

「教免法」は、この改正法の前年の1953年にも改正されており、その結果、課程認定制度が1954年から適用された。1949年制定当時の「教免法」は、先の第5条別表1の備考第一号に「単位は大学において、学生が科目について、課程を履修した場合に与える」⁹⁾と記されている通り、「文字通りの開放制」を示していた。1953年の改正では、この「大学において、学生が」の部分削除され、「この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない」¹⁰⁾との規定が設けられた。「教免法」の成立自体が「極めて難産」だったとは言え（北神 2001：122）、「文字通りの開放制」はわずか数年で終焉し、今日に至る、「一部限定つきの開放制」に変質させられた（浜田 1994：48）。

1954年の改正法に応じてその詳細を定める省令「施行規則」は、1949年のそれを全部改正する新規則として1954年10月27日に公布され、同年12月3日から施行するという、これもまた性急なものであった。もっとも、「教免法」にせよ「施行規則」にせよ、同時施行主義をとることもしばしばだったので、まだしも一

月余りの短い猶予期間があったという言い方もできなくはない。

1954年に、教職課程を展開する大学は、年度途中で公布されたルール（法、省令）に従って、新基準に則った科目を開講し、これに基づく課程の申請を行い、認定を受ける必要に迫られた。大学としては、新旧どちらの法の適用に対しても、同一のリソース（担当教員、開講科目など）で対応するほかはなく、それが合理的で教育的でもあっただろう。おそらくは性急な法改正による、学生の履修上の混乱を回避する必要から、履修の手引として『履修指導要項』を発行し配布する運びとなったと推測される。

この要項には、教育実習（4年次）を除き、明確な履修年次の指定は記されていないが、「教職課程の単位修得は第二年次からを原則とする」と説明されており、1954年の法改正に対する対応として、同年度入学者が2年次となり教職課程の履修をはじめめる1955年度から、慌ただしく要項を作成することになったのだろう。2年次には、基礎的な必修科目である教育心理学又は青年心理学と教育原理をできるだけ修得するようにと、履修指導が記されている。しかし、受講を希望する学生にとっては、不安があつて当然の経過で、「不審な点は、文学部教務課又は心理教育学科研究室に問い合わせること」と注意書きされている。当時はまだ文学部、理学部、経済学部の3学部10学科の時代で、組織とし

9) 正確には、「大学」に「学校教育法第98条第1項に規定する専門学校並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。」とのカッコ書きがあり、これに応じて「学生」に「生徒及び受講者を含む。」とのカッコ書きがつき、さらに「課程」には「その種類に応じ、左に掲げる基準により定める」との限定がついていて、単位要件として当時の大学基準に即した基準が示されている。

10) この表とは別表1で、専門科目とは「教科に関するもの」、「教職に関するもの」「特殊教育に関するもの」である。

での学校・社会教育講座はなく、文学部心理教育学科が全学の教員資格取得希望学生に対応していた(1962年以降は心理学科と教育学科にわかれ教育学科が対応)。

4. 戦後初期における教職専門科目の法令基準

本学は、戦前には教育系の学科を持たなかったが、戦後、1949年に新制大学として発足した当初から文学部に心理教育学科が開設されていた。そして、1954年の課程認定制度導入に伴って小学校1級の教員資格取得の課程認定を受け、翌1955年度の新入生からこの適用を受けた最初の私立大学の一つ¹¹⁾となっている(岩田2001:244)。すでに1948年には、新制の立教中学校、立教高等学校、立教小学校が開設されていた。前身校に教育系の母体を持たず、また無試験検定制度の指定学校や認可学校の実績がない大学でありながら、いやそうであるが故に、一般大学にも開放された新制度の教員養成に、その当初より、きわめて積極的に取り組んでいたと言える。

課程認定制度が導入される以前の「教免法」では、先に記したように中学1級、高校2級の教員免許状取得基準(大学における最低修得単位数)の「専門科目」のうち、「教職に関するもの」(教職専門科目)は20単位であった。その内訳を定めた最初の「施行規則」は、1949年11月1日公布、即日施行であるが、「教免法」と同じ同年9月1日からにさかのぼって適用とされ、中高教員資格に関わる第6条第

1項には次のように記されている。

「教育心理学、青年心理学(成長と発達を含む)、教育原理(教育課程、教育方法及び指導を含む)、教科教育法及び教育実習について、それぞれ3単位以上を修得しなければならない。

教職専門としての筆頭は、原理(教育原理)ではなく心理(教育心理学、青年心理学)であり、最低基準とは言え、これらと教科教育法の修得単位数はそもそも3単位(以上)であった。しかし本学では、先に確認したように、集中形式の教育実習以外に3単位の科目は設けず、これらを通年4単位として課していた。

この必修科目と言える4科目だけでは、最低基準の場合、12単位にしかならず、「教免法」上の必修20単位に大きく足りない。その分については、小学校・幼稚園の教員資格に関わる第5条第3項の規定が準用されるとされ(第6条第5項)、その規定には以下のように記されている。

第一項の規定により修得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育統計学、図書館学およびその他大学の適宜加える教職に関する専門科目について修得することができる。

いわば選択科目の規定で、6科目(領域)ほど例示されているが、先の必修科目の単位数を

11)その他には青山学院大学文学部教育学科、聖心女子大学文学部教育学科、玉川大学文学部教育学科、日本女子大学家政学部児童学科と文学部教育学科があり、計5大学6学科が私学として最初の小学校教員養成課程となった。

よほど膨らませない限り 20 単位を満たせないのだから、「修得することができる」というより、実質的には選択必修科目となるはずである。戦後の新学制に対応した教員需要を満たしていく必要がありながら、教員養成を担う教員は不足しているといった経緯から、煮え切らない表現となったのだろう。本学の場合、旧法対応として選択科目を 8 科目 24 単位分ほど開講し（1956 年度の場合）、2 科目以上選択必修としていた。法令の基準に照らし、妥当と評価できるだろう。

では、改正法に対応した 1954 年の「施行規則」では、必修、選択の科目規定はどうなっていたのか。その第 6 条第 1 項に「教免法」第 5 条別表 1 に規定する幼小中高教員資格の「教職に関する専門科目」の最低修得単位数が一覧表となつてつけられている。そのうちの中学 1 級、高校 2 級を抜き出すと、内容は同一で次の通りとなっている。

教育原理	3 単位
「教育心理学、青年心理学」	3 単位
教科教育法	3 単位
教育実習	2 単位

筆頭科目が教育原理に変わっているが、単位数としては、旧法と比較して単に教育実習の単位数が 1 単位減じられただけである。この必修科目を最低基準で満たすと 11 単位にしかならず、「教免法」の基準 14 単位には 3 単位不足する。その分については、同じ第 6 条の第 2 項に以下のように記されている。

前項の規定により修得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育関係法規、教育財政学、教育統計学、教育評価、教科心理学、学校教育の指導及び管理、学校保健、学校建築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、職業指導その他大学の加える教職に関する専門科目についても修得することができる。

必修とも選択とも記さず、やはり煮え切らない表現であるが、旧法に比べ科目（領域）の例示が大幅に増え 16 科目に及んでいる。「についても修得することができる」は、「教科専門科目」を増やし、その分は「教職専門科目」を減らす改正のようであっても、実質的には教職専門科目の充実を推奨（願望？）する婉曲表現である。

なお、小学校（と幼稚園）教員資格のための「教育原理」と「教育心理学、児童心理学」は、旧法対応の最初の「施行規則」も改正法対応の 1954 年の「施行規則」も 4 単位（以上）であった。

5. 最初の教職課程認定申請

課程認定制度の導入に伴い、本学は 1954 年には最初の教職課程認定申請を行っている。学校・社会教育講座事務室に保管されている、その最初の「教員養成課程認定申請書」は 88 頁におよび、表紙に「昭和 29 年」と記されているが¹²⁾、書類中のどこにも申請日の記載が

12)この表紙は、申請書の写しを後日製本する際につけられたものと思われる。実際の申請書には申請日などを記した前文があったのかもしれないが、保管された書類中にはない。

ない。ただ、文部省による申請様式の説明文書には、私立大学の正規課程の申請期日は9月末日と記されているので(国立大学や私立大学でも聴講生の課程は11月末日)、9月に申請したものである¹³⁾。また、一部には変更箇所があり、その日付は「昭和29年11月6日」となっている。

この申請書によると、当時開設されていた3学部10学科のすべてが申請課程となっていて、中高の申請教科は宗教、社会、外国語(英語)、職業指導、職業(中学)、商業(高校)、数学、理科であった。理学科の数学科、物理学科の両学科で数学と理科の両教科とも申請されていることが、現在と異なり注目される。1955年度の予定総学生定員は3700名と記されている。

「履修方法」については、「主として3年及び4年に於て教職課程を履修させるように指導し教職員免許法に準拠し左記の如く必修科目及選択科目を置き、必修11単位選択3単位以上計14単位以上の修得を要求している」としている。「左記」は以下の通りである。

必修科目

教育原理	3
教育心理学	3
教科教育法	3
教育実習	2
選択科目として	他に3単位

1954年9月の申請であり、当然、同年6月公布の改正「教免法」に準拠し、14単位に合わせている。翌年度の『履修指導要項』での学生へ

の説明と異なっているのは、教育実習が3単位ではなく2単位で、1954年の「施行規則」の最低基準と一致する申請になっていることと、選択科目も4単位ではなく3単位(以上?)とされていること、そして、「主として」と含みをもたせながらも、教職課程の履修を3年次、4年次としていることである。

「選択3単位以上計14単位以上」と記しながら、左記の如くの左は何ともぶっきら棒な記述であるが、同じ申請書中には「教科及び教職専門科目の一覧表があり、学科とは別に「中学校・高等学校教職課程」の欄が設けられている。ここには、『履修指導要項』に示されたよりはるかに多くの「選択科目」(計18科目)が列挙されていて、そのなかには「心理学実験」(3単位)なども含まれ、通年講義の単位数はすべて4と記されている。これらは、文学部心理教育学科の開講科目で、教科専門科目や初等教育専攻の選択科目と重なるために4単位となっているのだろうが、その後の『履修指導要項』で学生に「教職専門科目の通年講義は3単位」と説明していることとは矛盾する。

他にも細かな疑問点をあげると、先に記したように、社会の教科教育法は「歴史」、「地理」、「一般社会」それぞれ半期2単位科目を2科目必修で計4単位であったが、申請書では他の教科に合わせて3単位(一般社会教育法、地理教育法、世界史教育法、日本史教育法を含む)となっている。

教育実習の2単位については、「教育実習指導計画」の項に「7月初旬より3週間(小学校

13)その他の年度の申請書と合冊になった背表紙には、金文字で「昭和29年9月～」と記されている。

の場合は4週間)」と記されているので、現在の4単位と同等の期間であり、申請書は2単位であっても、要項の記載通り、3単位相当の実施だったものと思われる。同項には、1954年度の実績をもとに、実習校として関係校（立教小中高など）の他、公立小1校、公立中5校、都立高1校があげられ、教育委員会の指示のもと、指導方法も適正に組織していることが詳細に記されている。

6. 小括

以上の考察をもとに、法令と課程認定申請と実際の科目展開の関係について整理しておこう。

先にあげた申請書の「教科及び教職専門科目」の一覧表は、大学設置認可当時の科目（学科目）、単位（数）と現在のそれを対比した記載になっている。当然、「文字通りの開放制」であった認可当時には、「初等教育専攻」も「中学校・高等学校教職課程」も存在していないが、文学部心理教育学科（心理教育学専攻）の欄を見ると、設置当時からいずれの教員資格課程にも対応可能な科目が開講されていたことがわかる。

要項のいう旧法の法令基準では、教育心理学（又は青年心理学）、教育原理、教科教育法の必修科目はいずれも3単位（以上）であったが、これはあくまで最低基準である。本学で4単位を課していたのは、心理教育学科の開講科目であり、小学校教員資格の法令基準では、これらは4単位となっていたことによるのだろう。当時の大学基準に照らしても、その後の大学設置基準に照らしても、通年講義4単位は適正である。

この必修科目で単位数が膨らんだ分、全体として履修科目が少なく済む可能性があるが、すでに確認したように、本学は選択科目を2科目以上課しており、法令の煮え切らない表現に、至極妥当な対応を行っている。

慌ただしい1954年の、最初の課程認定申請では、当時の実績の追認ではなく、改正法の基準に準拠して、先の必修科目をいずれも3単位、教育実習2単位、他に選択科目3単位と記しながら、一覧表では選択科目の通年講義を4単位としていた。制度開始当初の、まだ試行錯誤のなかでのことであり、申請する側にも、受理する側にも、徒な厳格性は求められていなかった、と言えは能天気すぎるだろうか。

改正法に対応した1955年度の要項では、法に即応して1954年度の入学者から対象とし、法令の最低基準に合わせ、申請書の記載通り、必修科目「教育原理」、「教育心理学（又は青年心理学）」、「教科教育法」をそれぞれ3単位とした。その一方で、申請書とは異なり、教育実習は2単位ではなく3単位、選択科目は3単位（以上？）ではなく4単位として、法令の最低基準より2単位多い16単位（以上）という規定を設けた。申請書では「以上」と含みを持たせていたので、総数としては何の問題もなく、実習の単位認定はむしろ妥当である。

1954年度の入学者は、教職専門科目についてみれば、1955年度から履修をはじめ、また実質的な履修内容は変わらないので、改正法の適用者とする方が混乱は少ないかもしれない。だが、いかに法令基準に即したとは言え、必修科目のみならず選択科目を含め、「教職専門科目の通年講義は3単位に認定され、半期の講義

は従来通り2単位に認定される」との規定は、どのような合理性、正当性を持ち得るだろう。教職専門科目の単位負担を減らすことが改正の趣旨だったとしても、従来の実績通りの単位数認定で総計19単位ないしは20単位としたら、趣旨を損なうだろうか。

3単位の科目だからと、例えば、今日の Semester制ならぬターム制のようにして、通年でも1単位分相当を削ったとか、一部演習扱いにしたということは、おそらくないだろう。あくまでも通年講義であり、教職専門科目のそれだけが3単位にしかならなかったのである。

1955年度の要項によると、「教育史」や「教育社会学」を同じように履修しても、改正法適用者には3単位、旧法適用者と初等教育専攻の学生には4単位と認定されることになっている。同じ教職科目(教員資格取得のための科目)でも、教科専門科目の通年講義は4単位で、教職専門科目のそれは3単位であった。

この異常な措置は、驚いたことに1967年度に学校・社会教育講座が設置された後にまで続いている。同じく資格課程の通年講義であっても、教職課程の教職専門科目だけが3単位となっている。これに終止符が打たれたのは、ようやく1970年度のことであった。同年度の『履修要項』には、「昭和45年度より教職専門科目の通年講義を3単位から4単位に改める。既に3単位として修得したものは、そのまま4単位として認定される」と、今日の感覚からすれば、これまた唾然とさせられる記述がある(傍点は筆者)。

まだ「教職課程」がなかった頃の、最初期の履修要項から読み解けることは、本学の教職課

程は、通年講義を3単位と認定するという理不尽な措置を含みながらも、課程認定より前の学生にも、課程認定以後の、急遽改正法を適用されることになった学生にも、ほぼ同一の教育内容を保障する対応を迅速に行ったということである。それは、決して法令上の最低基準さえ満たせばいいというような、安易な課程設置ではなかった。新制大学発足と同時に心理教育学科という、心理学系と教育学系の両方を含む学科が開設されていたこと、しかも、それが初等教員養成課程をも内包していたことが、中高教員養成の教職課程にとっても、十分な基盤の準備となったものと思われる。

まだ臆げではあるが、この原点を確認して、その後の今日に至る教職課程の足取りを追いながら、「教育原論」の根拠をさらに探ることを、次稿の課題としたい。

< 引用文献 >

- 浜田博文(1994)「現代の教師教育構造とその課題」(TEES研究会編『教育学教育試論』所収第2章第3節)学術図書出版社
- 堀尾輝久(2011)「未来をつくる君たちへ “地球時代をどう生きるか”」清流出版
- 岩田康之(2001)「私立大学における『教育学部』の成立」(TEES研究会編『大学における教員養成の歴史的研究 戦後「教育学部」史研究』所収第4章)学文社
- 北神正行(2001)「教育職員免許法の成立過程」(TEES研究会編『大学における教員養成の歴史的研究 戦後「教育学部」史研究』所収第3章)学文社

森昭（1968）「教育原論」（細谷俊夫・仲新編『教育学研究入門』所収）東京大学出版会

田浦武雄（1982）「一般大学における教員養成」（須田勇・小林哲也編『教員養成を考える』）

勁草書房

戦後改革期の教員免許法制については、平原春好責任編集『日本現代教育基本文献叢書 教育基本法制コンメンタール 14 教育職員免許法関係解釈事例集』（日本図書センター，1998年）に依拠した。

< 謝 辞 >

保管されている本学の履修要項類や課程認定申請書類の閲覧に際しては、課長の工藤秀夫氏をはじめとする講座事務室職員の方々にたいへんお世話になった。また、教員免許法制について、同僚の森田満夫氏（教育行政学）、奈須恵子氏（日本教育史）から有益な助言をいただいた。ここに記して、感謝申し上げたい。